

議案第80号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

現地状況等を踏まえた受注者との協議により、交通誘導員の人数の変更、阪急交差部における防護柵の追加、雨水管内部に溜まった固化物除去の追加などが必要となったため、下記のとおり設計変更(内容・工期延伸)を行う。

(当初契約額 498,740,000 円、第1回変更契約額 557,010,300 円、58,270,300 円の増額、第2回変更契約額 584,455,300 円、27,445,000 円の増額、第3回変更契約額 666,010,400 円、81,555,100 円の増額)

2 変更内容及び理由

(1) 仮設工 等 1 式 (+32,251 千円)

- ・ 交通誘導員の人数を変更する他、覆工板やポンプのリース期間の延長、仮設道路の舗装と安全設備を追加する。【参考資料 1】

(2) 道路附属施設工 1 式 (+18,861 千円)

- ・ 南北側道の阪急交差部にて高さ制限が生じるため、防護柵及び予告防護柵を追加する。【参考資料 2】

(3) 構造物撤去工 1 式 (+15,709 千円)

- ・ 本線部に埋設されている雨水管内部にある固化物撤去作業を追加する。
【参考資料 3】

(4) 排水構造物工 1 式 (+6,226 千円)

- ・ 既存水路を下流まで処理するための雨水管及び人孔を追加する。【参考資料 4】

(5) 舗装工 1 式 (+3,293 千円)

- ・ 側道部におけるアスファルト舗装の厚さを変更する。【参考資料 5】

(6) その他（工期、数量精査）(+5,215 千円)

- ・ 地下水の湧出による調査及び対策工法の検討・施工に時間を要しているため、工期を「令和11年3月31日迄」に延伸する。
- ・ 現場状況を踏まえた数量精査のため変更する。

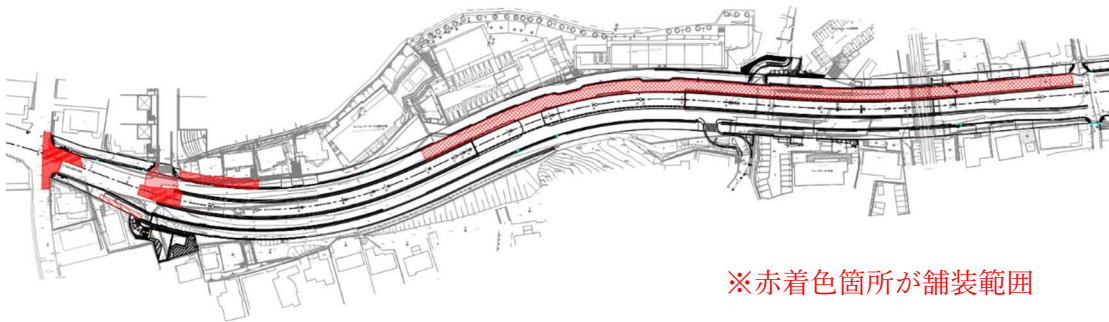
【参考資料 1】仮設工（交通誘導員人数の変更、リース期間の延長）（+32,251 千円）

1 経緯および変更内容

沿道住民の安全に配慮した生活動線の整備や安全設備の設置、交通誘導員の増員が必要となったため、仮設アスファルト舗装による迂回路整備や必要な保安材、仮囲い等を追加計上する。また、工種毎の所要日数を再度算出し、それに基づき必要な交通誘導員の人数を追加計上する。

湧水による工事の遅れに伴い、現在使用している覆工板やポンプのリース期間を延長する。

2 仮設アスファルト舗装計画図



3 保安材および仮囲いによる生活動線イメージ図

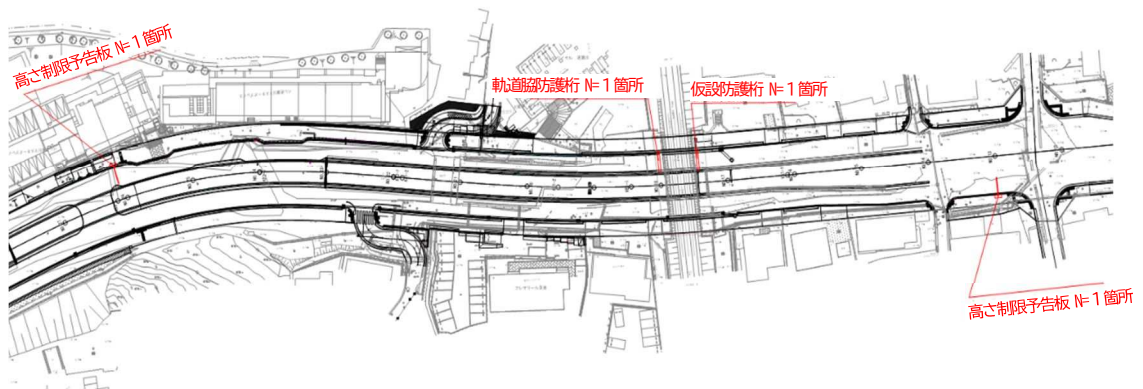


【参考資料 2】道路附属施設工（阪急軌道防護柵等の追加）（+18,861 千円）

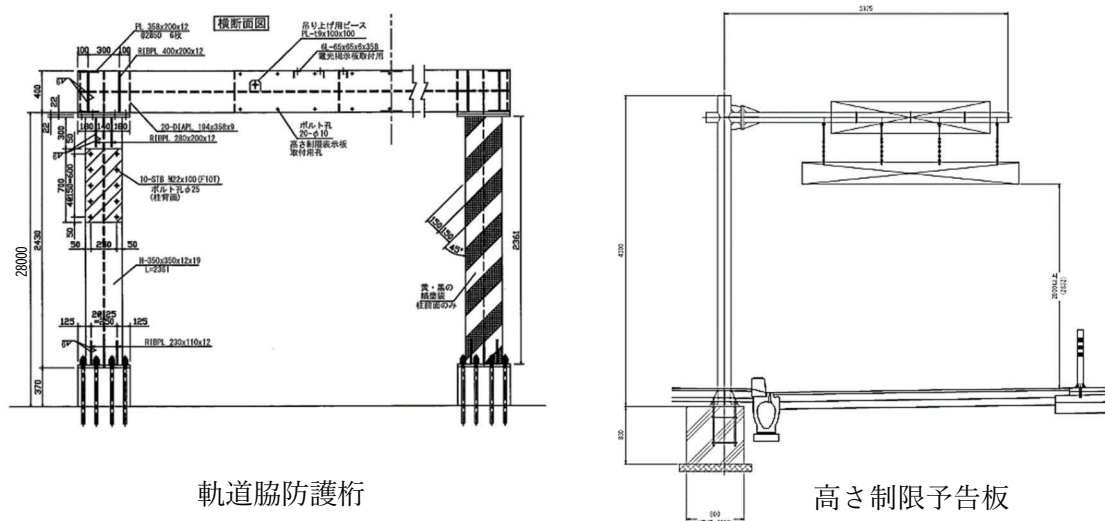
1 経緯および変更内容

南北側道と阪急今津線の立体交差部は高さ制限 2.8 m の防護柵を設置する計画であったが、この度防護柵の構造に関する設計業務が完了したため本工事に追加する。また、軌道手前の防護柵の他、高さ制限以上の車両が一方通行の側道へ誤進入した際に事前回避可能な箇所には高さ制限予告板を南北側道各 1 箇所に設置する。併せて北側側道は両方向通行可能道路として暫定的に供用するため、阪急軌道東側に仮設防護柵を設置する。

2 計画平面図



3 構造図

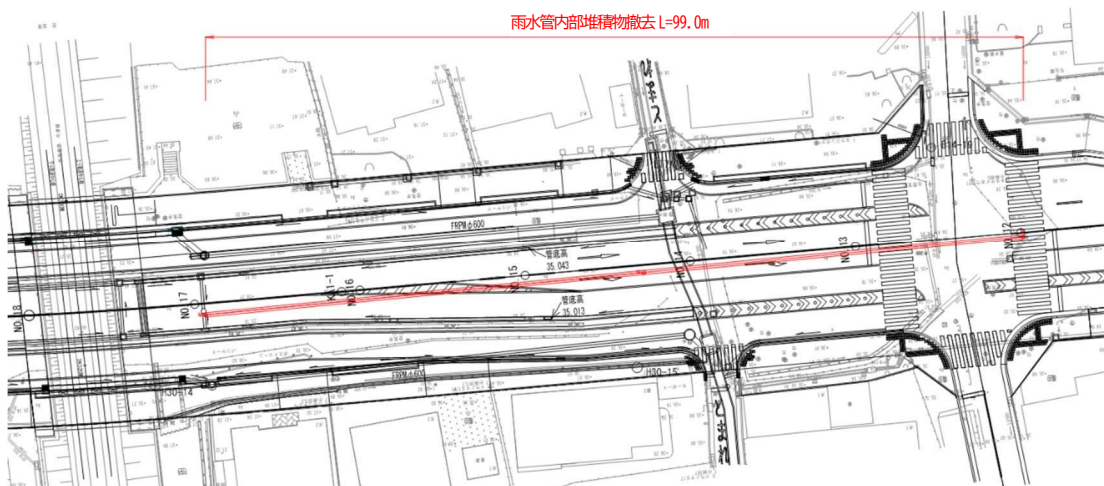


【参考資料 3】 構造物撤去工（雨水管固化物除去の追加等）（+15,709 千円）

1 経緯および変更内容

本線部に整備されている雨水本管の内、阪急交差部から旧県道交差点までの区間は排水勾配が緩く、現場より流出した土砂等の堆積により排水障害が発生している。昨年度末上下水道局下水道課で実施した管内部調査により、雨水管内部に溜まった二酸化炭素と流出土砂の成分が結合し固形物化することで本管を閉塞させていることが判明した。通常の浚渫作業では除去することが困難であり、このまま放置しておくとう工事車両の出入りや沿道住居の衛生面に影響が出るため、この度本工事にてカメラ付き削孔機を用いた固化物除去作業を追加する。

2 平面図



3 降雨時の本線冠水状況



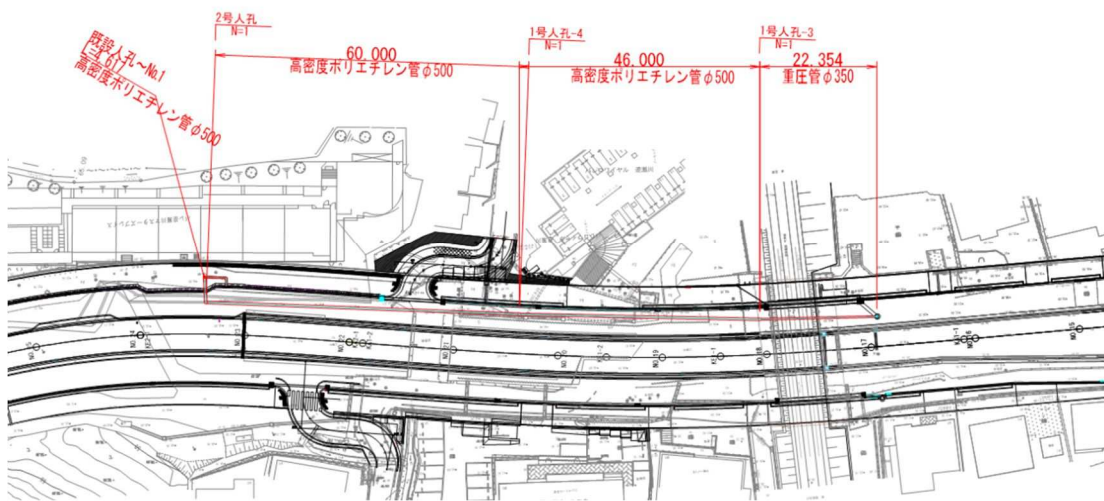
冠水状況(満水時)

【参考資料 4】排水構造物工（雨水管・人孔の追加）（+6,226 千円）

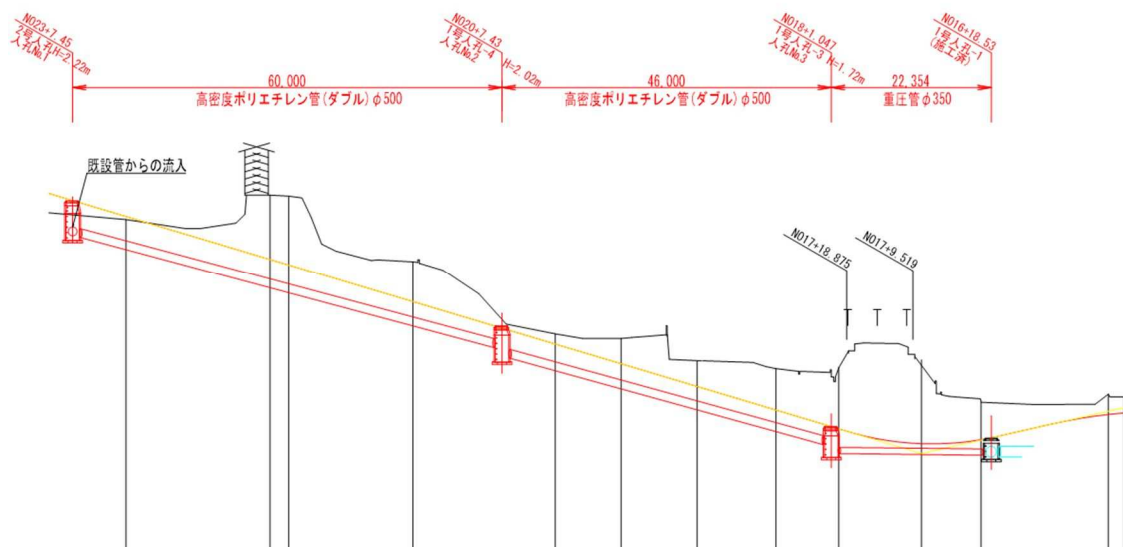
1 経緯および変更内容

北側側道部に既存の水路が埋設されており、新たに設置する道路側溝へ接続する設計となっていたが、昨今の降雨等により多量の雨水が水路を流れている状況を鑑みて一部雨水排水計画の見直しを行った。見直しに伴い雨水管及び雨水人孔を新たに設置し雨水が適切に処理されるように追加変更する。

2 平面図



3 縦断面図

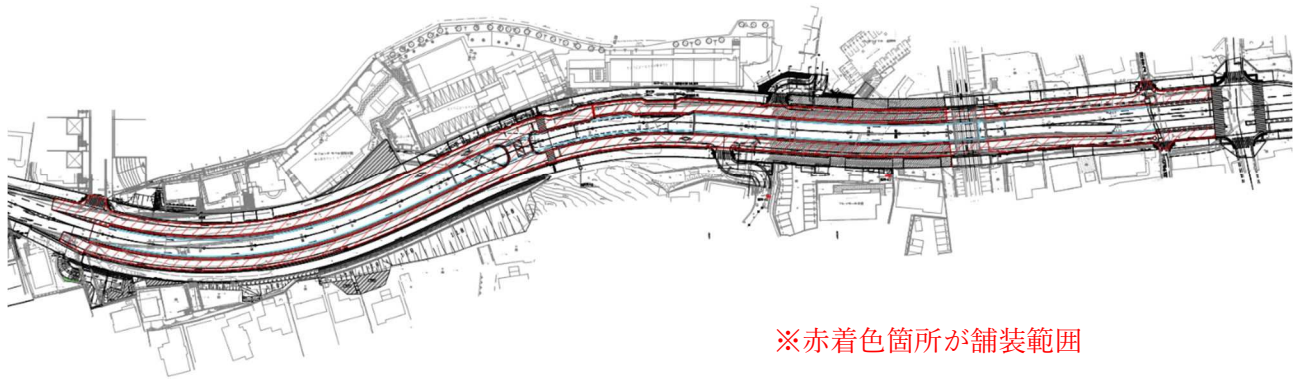


【参考資料 5】舗装工（車道舗装厚の変更）（+3,293 千円）

1 経緯および変更内容

南北側道の車道部の舗装厚さについて、県の技術基準を基にコスト縮減を図るため特例値の 3 cm としていた。仮設舗装にて 3 cm で施工していた箇所で大型車両の通行はないものの、沿道にはマンション等住居が多く、普通乗用車や宅配車両の通行が多く、クラックやポットホール等の損傷が各所で発生した。供用開始後の長期間での健全な路面状況確保のため、本工事の本復旧で行う南北側道部の舗装厚さを一律 4 cm に変更する。

2 側道舗装箇所



3 仮設舗装損傷状況

